



永平寺町  
E I H E I J I

広報

# 永平寺

えいへいじ



中部縦貫道路永平寺大野道路1工区くわ入れ式  
(8月1日 吉野堺)

## 確かな未来へ

永平寺町の  
行財政改革への取り組み

特集号

平成23年  
10月21日発行

行財政改革による

経費削減額が18億5千万円に

職員 40人削減

借入金残高は41億円減少

財政調整基金残高20億円余に

永平寺町では、平成18年度から行財政改革に積極的に取り組み、約18億5千万円の経費を削減しました。町の取り組みをご紹介します。

人件費で…  
**6億6,158万円削減**  
公債費で…  
**8億7,757万円削減**  
事務事業の見直しなどで…  
**3億1,111万円削減**

行財政改革の必要性

近年の社会情勢は急激に変化しています。高齢化や高度情報化などは確実に地域社会へ浸透してきており、住民の皆さんの意識や生活様式の変化によって、質の高い行政の推進と快適で安全なまちづくりが求められています。

このため、強固な財政基盤を確立し、安定した町民サービスを行うためには、これまで以上に、歳出全般にわたる経費削減を押し進めるとともに、時代に合わせた事業の選択等に力を入れる必要があります。

また、町税を含めた歳入確保に努めるなど、限られた財源を有効に活用しながら住民の視点や中長期的視点に立ち、より一層簡素で効率的な行政運営を目指し、継続的に行財政改革に取り組む必要があります。

行財政改革の取り組み

改革を進めるにあたっては、行政組織や事務事業の徹底した見直しを進めるとともに、行政サービスの向上を図るため、歳入・歳出全般にわたり見直しを行いました。改革の柱を「効率的な行政運営」「自主性・自立性の高い財政運営」「人材の育成」「電子自治体の推進」「公正の確保と透明性の向上」の5項目に区分し、行政改革を進めてきました。

I 効率的な行政運営

効率的な行政運営を行うために、事務事業の見直し、公共施設と行政組織の再編、職員定数と給与の適正化などに取り組んでいます。

● 窓口時間の延長など

事務事業の見直しを

事務事業の見直しでは、事務事業の評価制度・システムを取り入れ、事務事業の成果を明確化し、これまで137の事務事業の見直しを行いました。窓口業務（住民生活課・福祉保健課・税務課）を毎週火曜日午後7時まで時間延長を実施し、町民サービスの向上に努めています。

このほか、町税（町民税・固定資産税）の前納報奨金制度の廃止、除雪機械の貸与を含めた町道除雪作業の民間委託や河川公園やデイサービスセンター、老人福祉センターなどに指定管理者制度を導入し経費削減に取り組んでいます。

● 効率的な組織の再編と

施設の利用

公共施設と行政組織の再編については、本課（福祉保健課・子育て支援課・商工観光課）を本庁に集約し、支所の課制（町民サービス課・地域整備課）を廃止するなど、目的に沿っ

た組織の再編と適正な人員配置に努めています。このほか、四季の森文化館を資料館としてリニューアルし、永平寺支所に町立図書館永平寺館を移転するなど、効率的な施設の利用に努めています。

● 計画的な採用と

人件費の削減

職員定数と給与の適正化については、定員適正化計画を策定し、計画的な新規職員の採用を行い、合併後の5年間で職員40人を削減するとともに、特殊勤務手当の見直しなどを行い、人件費で6億6,158万円を削減しました。

Ⅱ 自主性・自立性の高い

財政運営

歳入

新たな財源の確保を図るため、町税収入等の確保、町有地の売却と活用などについても積極的に取り組んできました。

● 税収確保など

自主財源の確保

町税収入の確保については、嘱託徴収員を採用し町税の滞納整理に取り組み、福井県地方税滞納整理機構による滞納徴収・整理で税収確保を進めました。町有地の売却と活用に

■ 永平寺町行財政改革の取り組み

(単位：千円)

項目	内容	H18		H19		H20		H21		H22		計	
			実績額		実績額		実績額		実績額		実績額		実績額
人件費の抑制	職員数の削減	9人	85,211	6人	63,050	12人	261,173	5人	118,852	8人	126,312	40人	654,598
	特殊勤務手当の見直し						2,250		2,250		2,490		6,990
	計		85,211		63,050		263,423		121,102		128,802		661,588
経常経費の抑制	電話回線整備による料金の削減						1,500		1,500		3,336		6,336
	消耗品、印刷等の需用費の削減						4,123		12,366		3,896		20,385
	複数年契約による委託料等の削減										17,054		17,054
	公用車の台数及び管理経費の削減	16台	2,924	2台	546	2台	1,200	1台	763	-	558	21台	5,991
	計		2,924		546		6,823		14,629		24,844		49,766
事務事業の見直し	事務事業の見直し		4,838		6,912		16,373		57,256		37,704		123,083
	町民税・固定資産税の前納報奨金制度廃止						8,000		12,000				20,000
	計		4,838		6,912		24,373		69,256		37,704		143,083
公債費の抑制	繰上償還、借り換えによる利子の削減				84,872		162,521		2,762				250,155
	繰上償還による元金の減額		134,967		205,466		255,653		31,332				627,418
	計		134,967		290,338		418,174		34,094		0		877,573
歳入の確保	滞納町税収入の確保				7,220		7,850		5,660		23,349		44,079
	有料広告掲載				360		360		510		530		1,760
	町有地の売却					5筆 1283㎡	63,088	1筆 256㎡	9,330			6筆 1539㎡	72,418
	計		0		7,580		71,298		15,500		23,879		118,257
計			227,940		368,426		784,091		254,581		215,229		1,850,267

については、未利用の町有地を積極的に売却処分を行い、財産収入の確保を図り、町の広報紙やホームページに有料広告掲載による収入確保に努めました。

## 歳出

経費の節減合理化、補助金等の適正化など、歳出においても改革できるところは積極的に見直しを行っています。

### ●複数年契約の導入など

#### 事務の合理化・適正化

経費の抑制については、本庁・支所や他の施設の電話回線を整備し電話料金を節減、公用車を20台削減し維持管理費を縮減、事業の委託料などについては複数年契約を取り入れるなど、経費削減に積極的に取り組んでいます。

各種団体に対する補助金については、その必要性や費用対効果など内容を精査し、適正化に努めています。公共工事については、「公共工事中スト縮減計画」を策定し、コスト構造の改革に取り組み、設計金額1千万円以上の工事を対象に条件付一般競争入札の導入を行いました。

## Ⅲ 人材の育成

人材の育成については、職員数の削減が行政サービス低下につながるないように、人材育成方針の策定と人事評価制度を導入し、計画的に職員研修を進めるとともに、職員の適正配置にも努めています。

## Ⅳ 電子自治体の推進

電子自治体の推進については、行政手続きのオンライン化を図るため、福井市のアオッサや役場本庁に自動交付機を設置し、住民票や税証明書等の発行についての利便性や事務の効率化に取り組んでいます。

## Ⅴ 公正の確保と透明性の向上

事務事業の執行にあたっては、さらに事務の公正の確保と透明性の向上を図るために、常に情報の公開に努めるとともに、広く意見を収集し反映できる体制を構築しています。文書管理システムを活用した行政情報の適正管理、情報公開請求の適切な対応のほか、パブリックコメント制度の導入に努めています。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」による指標には、5つの指標に「早期健

## 行政改革による

# 財政の改善進む

全化基準（イエローカード）」「財政再生基準（レッドカード）」が設けられています。

### ●財政健全化法とは

地方公共団体の財政破綻を未然に防ぎ、財政状況が悪化した地方公共団体に対して早期に健全化するように促すための法律です。これまでも、地方公共団体の財政を再建する法律がありました。しかし、地方公共団体の普通会計において赤字額が標準財政規模※の20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とはならず、地方公共団体の姿を表したものではありませんでした。

財政健全化法では、標準財政規模に依り、「早期健全化基準」「財政再生基準」の2段階の基準が設けられており、2段階で財政悪化をチェックし、さらに特別会計や企業会計を併せた連結決算により地方公

共同体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

※標準財政規模：その地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

### ●5つの指標とは

#### ①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化、財政運営の悪化の度合いを示すもの。この比率が高くなるほど、赤字の解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減対策や歳入の増加策を講じることにも、解消の期間も長期にわたる可能性が高くなるなど深刻な事態になっているということになります。

#### ②連結実質赤字比率

全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体として赤字の度合いを指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。この比率が高くなるほど、より多くの歳出削減対策や歳入の増加策を講じなければならな

# 指標で見る町の財政状況

■健全化判断比率と資金不足比率



健全レベル		健全財政	早期に手当をイエローカード	財政悪化レッドカード
	内容	永平寺町の状況	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計を中心とした赤字の割合	赤字になっていない	14.33%	20.00%
②連結実質赤字比率	全ての会計の赤字の割合	赤字になっていない	19.33%	40.00%
③実質公債費比率	年間の借金返済額の割合	14.5%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	将来負担が見込まれる負債の割合	88.5%	350.0%	
⑤資金不足比率	各公営企業の資金不足額が事業の規模に占める割合	資金不足になっていない	20.00%	

※早期健全化基準…国が定めた基準で、この基準を超えると早期に財政の手当が必要となります。

※財政再生基準……国が定めた基準で、この基準を超えると、財政が悪化し国の関与の下で財政再建に取り組むこととなります。

	平成19年度	平成22年度	比較
実質公債費比率	19.0%	14.5%	4.5%の改善
将来負担比率	148.1%	88.5%	59.6%の改善

くなり、また、その解消期間も長期間にわたる可能性が高くなります。

### ③実質公債費比率

借入金（地方債）の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、自治体の収入に対する負債返済の割合及び資金繰りの程度を示すもの。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなどの一般会計の資金繰りの危険度を示す指標です。

### ④将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等で現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。この比率が高い場合、将来こつした負担額を実際に支払っていかねばなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

### ⑤資金不足比率

公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消

消することが難しくなりますから、公営企業として経営に問題があることとなります。

### ●「早期健全化基準」を超えるとイエローカード。「財政再生基準」を超えるとレッドカード。

健全化判断比率については、5つの指標のうちでも早期健全化基準を超えれば早期健全化団体に、財政再生基準を超えれば財政再生団体となります。

早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政健全化に取り組むこととなります。具体的には、財政状況が危うくなった時点でイエローカード（早期健全化基準）で警告を与え、その自治体自身が財政再建ができない事が明確になればレッドカード（財政再生基準）で国の関与の下で財政再建に取り組むことになるとい制度なのです。

### ●健全化進む財政状況

平成22年度の決算に基づき健全化判断比率と特別会計・公営企業会計の資金不足比率を算定したところ、いずれの指標も「早期健全化基準」を下回りました。

実質公債費比率については、健全化の判断基準としても用いられ、平

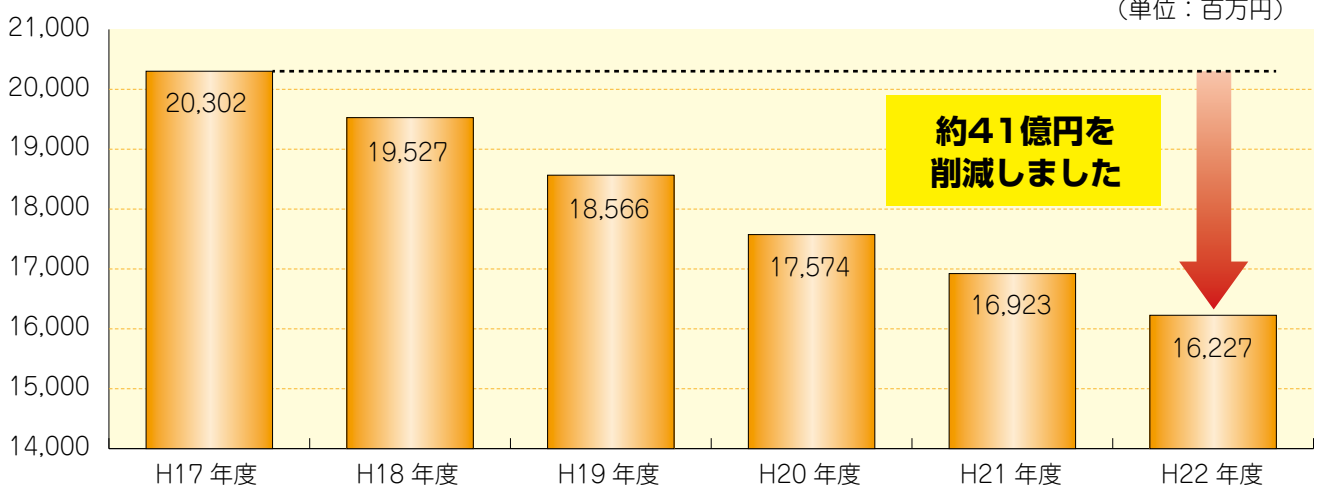
成22年度では、14・5%で早期健全化基準の25・0%を、将来負担比率は88・5%で、早期健全化基準の350・0%をそれぞれ大幅に下回っており、財政が健全であることを示しています。

また、実質赤字比率・連結実質赤字比率については、ともに黒字で、また、特別会計・公営企業会計の資金についても資金不足ではなく、健全な運営となっております。

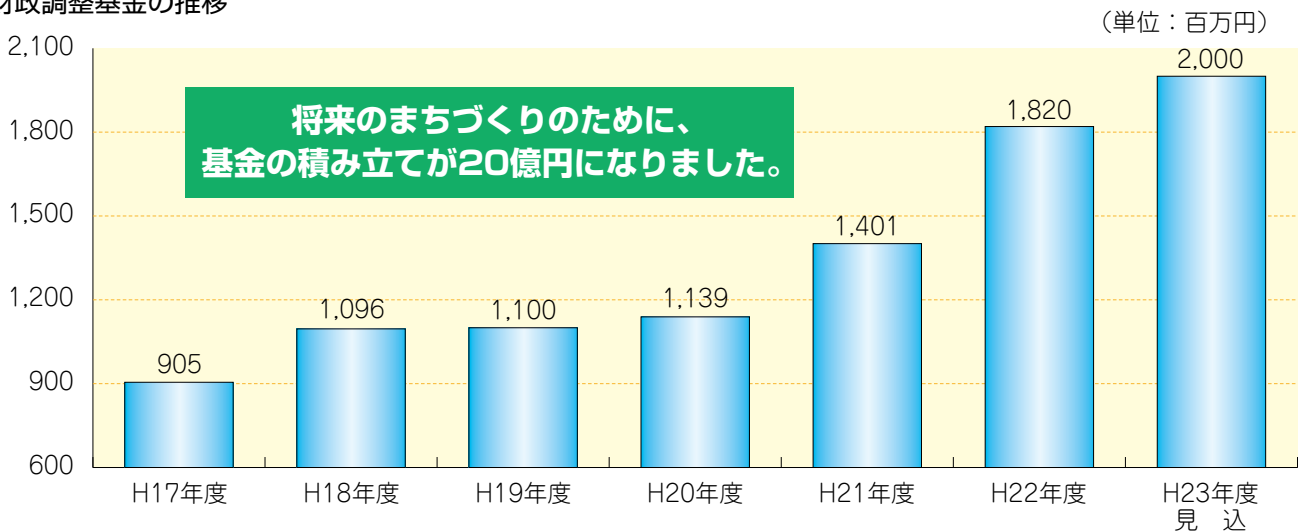
**●積極的な取り組みで  
大幅な改善に**

健全化判断比率と資金不足比率については、平成19年度決算を基に算出するようになりました。町では、財政の健全化について、各関係団体との協議を重ねながら積極的に取り組んできました。その取り組みの状況については、それぞれの指数の推移からもわかるように、大幅に改善され、実質公債費比率では、4・5ポイントの減、将来負担比率は、59・6ポイントの減となっております。

**■町債残高の推移**



**■財政調整基金の推移**



**■主な財政指標の推移**

(単位：%、百万円)

項目	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収支比率		88.4	86.1	85.0	80.1	79.3
財政力指数(3ヵ年平均)		0.389	0.419	0.450	0.450	0.440
標準財政規模		5,323	5,479	5,898	6,068	6,250
普通交付税交付額		2,956	3,031	3,064	3,144	3,315

※経常収支比率…低いほど財政が健全である。県下市町の中で永平寺町は2番目に低い。(平成22年度)

## 公債費の抑制と基金の積立

財政基盤を強固にするため、経常経費の抑制はもとより、繰上償還や借換えによる公債費の削減、基金積み立て、適切な事業の実施などによる収支バランスも視野に入れ、財政構造改革を積極的に推進し、財政の健全化を図っています。

### ●5年間で41億円削減

#### 起債残高

合併時の起債(町の借金)残高は、203億2百万円でした。この起債の中には、借入利率が6%、7%と利率の高いものが含まれており、財政運営に大きく影響を与えていました。町では、繰上償還や高金利の起債を低利借換えにより債務を減らすことに努めました。国や県と幾度もの協議を重ね、平成18年度から平成21年度にかけて16億9千8百万円を繰上償還や借換えができました。この結果、平成22年度末の起債残高は、41億円の削減し、162億2千7百万円まで縮減できました。今後とも計画的な事業の選択と推進を図り、町債発行額を抑制して、町の借金残高を減少させるよう引き続き努力をします。

### ●財政調整基金が

#### 20億円余に

健全な財政運営を行うため、自治体が事業を行うときに財源として活用することができる貯金(基金)が財政調整基金です。町では、平成18年の合併時から毎年積立を行い、平成22年度末では、約18億2千万円の積立となり、更に9月補正で1億8千万円を積み立てし、総額は、20億円余となりました。

また、借金の償還に充てるための減債基金、福祉事業や学校施設整備、子育てなど特定の目的のために使用するための基金(特定目的基金)など一般会計の基金残高は、平成22年度末では、24億6千6百万円となっています。

## 今後の財政運営に努めて

### ●健全財政の維持を

毎年経常的に支出される人件費や扶助費、公債費等の経費に町税などがどれくらい充てられているかという指数が経常収支比率です。この比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表し、平成18年度では88.4%でしたが、平成22年度で

は79.3%になりました。また、標準的な行政サービスを行うため必要な一般財源のうち、どれくらい地方税等の収入でまかなえるかを示した財政力指数(1に近いほど財政力が強い)も44%に改善され、財政の健全化が進んでいることがわかります。

また、各自治体の標準的な一般財源の規模を示す標準財政規模や普通交付税の交付額も増加しており、今後も健全化に努めて行きます。

### ●将来を見据え

#### 負担の少ない起債の活用

合併を行った市町村には、国の財政支援策のひとつとして、合併後10年間(平成27年度まで)に限り発行できる「合併特例債」があります。この合併特例債は、通常の起債と違って、事業費の95%までを起債として発行できるほか、その元利償還金の70%を後年度の普通交付税に手当されるため、とても有利なものです。町では、将来のことも踏まえ、平成27年度末までに行う事業について、負担の少ないこの合併特例債の活用を努めて行きます。

### ●適切な事業の選択

これからの町づくりにおいては、将来の財政状況を十分に勘案しながら、適切な事業の推進に努めて行き

ます。国の施策や社会情勢がめまぐるしく変化しています。私たちの町もその中であって、財政計画を策定し、適切な事業の選択、実施に努めて行きます。限られた財源の中で、全ての地域が良くなる、均衡ある発展と行政サービスの向上のためのまちづくりを進めていきます。

## さらなる改革を進めます

平成18年度からの行財政改革で得られた財源を産業の振興、道路網の整備、教育力の向上・教育環境の整備、子育て支援、福祉の充実、健康づくりなど様々な事業の実施に活用してきました。

平成23年度からは、第2次の行財政改革に取り組んでいきます。質の高い行政サービスをを行い、確かな未来へ向けて、町民の皆さんの暮らしの向上のために、更に強力に行財政改革を推進していきます。



自治体が通常の行政サービスを提供するために必要な一般財源をどの程度持っているのかを表す指標で、普通交付税と地方税が主なものです。自治体の財政状況を一定の基準で分析する場合（財政運営の指標算出）などに利用されます。

## 用財語

### 標準財政規模

## 用財語

### 経常収支比率

毎年自由に使用できる収入（町税や地方譲与税など）が、毎年経常的に支出される経費（人件費、公債費、扶助費など）にどれくらい充てられているのかを示す指標。

## 行財政改革によって生み出した財源で、新しい事業に取り組みました。

行財政改革で生み出した財源は、財政の健全化を図りながら、より安心して住みやすく活力のあるまちづくりのために多くの新規事業を行うなど、積極的に役立てています。その一例を紹介します。

**産業フェアの開催**（町内の産業を広く町内外への周知と町内産業の活性化を図るために、農商工ブランド発信協議会を設立、産業フェアを開催。）

**わがまちにこここ買い物支援事業**（商工会が発行するお買い物券のプレミアム分を助成。）

**レンゲ米（有機米）学校給食推進事業**（町内で生産されるレンゲ米を町内の学校給食に提供。）

**校外学習時のバス配備**（児童・生徒の社会科などの校外学習時に大型バスを借り上げ、配備。）

**学校図書の実充**（子どもの豊かな人格形成や基礎的な言語力を育むため、図書購入費を増額し学校図書の充実を図る。）

**みんなで作る楽しい学校農園事業**（農業体験を通して協力する喜び、育て収穫する喜びと自然への恵みへの感謝の心を育てる。）

**豊かな体験学習**（子どもたちが豊かな人間性や社会性を養ってもらうことを目的に、学校単位で行う自然体験や農林業体験学習に要する費用を助成。）

**確かな学力の育成支援事業**（各小・中学校の確かな学力育成のための取り組みを支援）

**防犯カメラとインターホーン、電子施錠の設置・緊急連絡用携帯メール配信システムの構築**（小・中学校及び幼稚園、幼稚園に配備）

**特別支援教育支援員配置事業**（様々な支援を必要とする児童の学校生活上の介助や学習支援を行う支援員を増員配置し、生まれ育った地域での学校生活を支援。）

**子どもの医療費助成事業**（中学校終了までの子どもの医療費を無料に拡大。）

**0歳児保育の実施、延長保育の受け入れ幼稚園の増設**（受入年齢の引き下げ、受入施設の増設、ならびに嘱託保育士等の雇用を増やし、待機児童のいない対策を強化。）

**保育料の軽減**（保育料徴収基準の抑制や、第3子以降の子どもの保育料を3歳まで無料化など、保護者の保育料負担を軽減。）

**えいへい子育て応援の日設定**（子育て応援の日を設け、行政・地域・職場が一体となり、地域ぐるみで子育て家庭を応援。）

**支え合い元気で通学支援事業**（特別支援学校に通学する児童・生徒の送迎等通学を支援。）

**障害者自立支援センター設立**（身体に障害を持つ方々の日常生活を支援し、安心して生活が送れるよう相談や指導が受けられる自立支援センターを設立。）

**ガン検診の無料化事業**（20歳以上のガン検診を無料、乳ガンは40歳以上、前立腺ガンは50歳以上が無料に拡大。）

**地域でつくるみんなの健康づくり推進事業**（町内8地区をモデル地区に指定、地区を挙げての健康づくり事業を支援。）

**自主防災組織へ防災テントの整備**（安全・安心な暮らしを確保するため、万が一の災害時に速やかな対応がとれるように、自主防災会全90地区に対して、防災に活用するテントを整備。）

**住宅火災警報装置設置補助**（消防法の改正による住宅用火災警報器の設置が義務化されたことから、町民の生命と財産を守るため、警報機設置費用の一部を補助。）